

栄養教諭免許状取得

(栄C) 栄養教諭一種免許状を基にして、専修免許状を取得する。

(教育職員免許法別表6の2備考の規定の適用を受ける場合)

【根拠規定】 教育職員免許法別表第6の2

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち	
栄養教諭 専修免許状	栄養教諭 一種免許状	良好な成績の実務年数	3
		修得を要する単位数	15

注意

単位については、栄養教諭一種免許状を取得後に大学院等において修得するものとし、「大学が独自に設定する科目」の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。)又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。